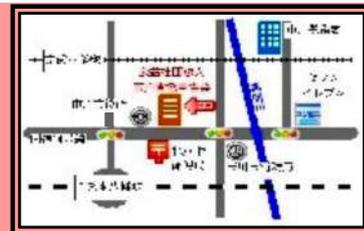


Blue Infor-
mation Guide**B・I・G いちがわ**

発行：公益社団法人市川青色申告会 市川市八幡1-2-20 電話：333-0111(代) FAX：333-0330
 発行人：石井菊治郎 編集：会報委員会 ホームページ：<http://www.itikawa-airo.or.jp>

《市川市》高騰した電気・ガス料金の一部を支援します！ 事業者 電気・ガス料金高騰対策支援金

令和4年4月分から令和4年8月分までの
 電気料金及びガス料金の支払額の合計額》

給付額

20万円以上 50万円未満の場合	5万円
50万円以上 75万円未満の場合	10万円
75万円以上 の場合	15万円

給付対象者は、市内中小企業・個人事業主等（NPO法人、社会福祉法人等を含む）。詳しい内容等は、同封のチラシをご確認いただくか、市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援事務局(050-3819-5330)までお問い合わせください。

（現在、当会では支援金申請のサポート業務は行っていません）

※障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金及び介護サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金の給付対象者を除く

新年賀詞交歓会のご案内

・日時 令和5年1月11日（水）

受付：午後4時30分より

・会場 市川グランドホテル

・会費 3,000円

※お申し込みは、事務局までご連絡ください。

TEL 047-333-0111

【申込締め切り：11月30日（水）】

《新年賀詞交歓会当日〔令和5年1月11日〕午後の業務はお休みとさせていただきます》

市川税務署長講演会

「税を考える週間」として市川税務署長講演会（公社）市川法人会と共催で開催いたします。（申込受付は終了しております）

※新型コロナウイルスの影響で中止となった場合はお申込みされた方のみご連絡いたします。

※講演会当日〔11月8日（火）〕午後の業務はお休み

とさせていただきます。

個人事業税納期内納付のお願い

令和4年度個人事業税第2期分の納期限は11月30日（水）です。納期限内に納付しましょう。

スマートフォン決済アプリ（PayPay、LINE Pay、au PAY、d払い、Pay B）を利用して、ご自宅などから24時間いつでも納付が可能です。

また、金融機関や、コンビニエンスストア、「モバイルレジ」アプリ、インターネットを利用したクレジットカードによる納付も可能です。口座振替をご希望の場合、各金融機関または青色申告会事務局の窓口等に備え付けの『預金口座振替依頼書』ハガキに必要事項を記入し、郵便ポストに投函していただければ次回の納付から利用できます。

船橋県税事務所

047 (433) 1275



【納付方法QRコード】

令和2年分の売上が 1000万円を超えた方

令和2年(2020年)分の課税売上高が1000万円を超えた事業者の方は、令和4年(2022年)分において消費税の課税事業者となり、所得税の確定申告後、消費税の確定申告を3/31までに行います。(所得税と消費税の申告期限は違いますのでご注意ください)

その際、持参して頂く書類は下記になります。

- ① 基準期間である令和2年分の決算書
 - ② 簡易課税を選択された方は、「消費税簡易課税制度選択届出書」
 - ③ 令和3年(2021年)分確定申告書と決算書
 - ④ 本則(一般)の方は、経費の内容がわかる帳簿
- ※消費税の課税事業者の確認の為、令和1年分・令和2年分を申告時に必ずお持ちください。

令和3年分の売上が 1000万円を超えた方

令和3年(2021年)分の課税売上高が、1000万円を超える事業者の方は、令和5年分において消費税の課税事業者となります。速やかに『消費税課税事業者届出書』を所轄の税務署に提出してください。

『消費税簡易課税制度選択届出書』は12月31日まで

令和5年分が課税事業者となる個人事業者で、簡易課税制度を選択する場合は、令和4年12月31日までに所轄の税務署に『消費税簡易課税制度選択届出書』の提出が必要となります。また、簡易課税制度の適用を止める場合は『消費税簡易課税制度選択不適用届出書』を令和4年12月31日までに所轄の税務署に提出して下さい。「簡易課税を選択したらいいのか?」などのご相談は、年内までに事務局までご連絡ください。

消費税の仕入税額控除の方式として『適格請求書等保存方式』 (いわゆるインボイス制度)が導入されます

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署に申請して登録を受けた課税業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(いわゆるインボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります。現在、課税事業者の方も登録申請書の提出が必要です。

インボイス制度が導入されてからは、消費税の仕入税額控除のために「適格請求書発行事業者」の【登録番号】の記載のある請求書が必要になります。【登録番号】がない事業者・個人から仕入れを行った場合には、消費税の仕入税額控除を受ける事が出来ません。取引を行う課税事業者からみると仕入税額控除が出来なくなると、大きな影響が考えられ「適格請求書発行事業者」の【登録番号】がない事業者等との取引の見直し等が出る場合もあります。免税事業者が「適格請求書発行事業者」の登録を受けるためには、『登録申請書』を提出し課税事業者となる必要があります。但し、上記以外の課税期間について免税事業者が「適格請求書発行事業者」の登録を受けるためには、登録申請手続きを行うだけでなく「消費税課税選択届出書」を提出する必要があります。また、それぞれ提出後は課税事業者になる為、消費税の申告が必要になります。申請をおこなう場合は十分検討してください。

《登録申請スケジュール》

『登録申請書』は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで(ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで)に登録申請書を提出する必要があります。

【適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に関するお問い合わせ先】

- 適格請求書等保存方式に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
専用ダイヤル0120-205-553(無料)【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 適格請求書等保存方式についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください(適格請求書等保存方式に関するQ&Aなどを掲載しています)。

記帳の確認はお済ですか？

毎年この時期に行っております「記帳確認(仮決算)」を、今年も11月25日(金)まで行っております。「記帳確認(仮決算)」とは、日々の記帳の点検と決算・申告の準備を目的とした、決算を円滑に進める為に行うことです。確定申告期の時短にもつながりますので、ご協力お願いいたします。入会して間もない会員の方や記帳に不慣れな方は、お早目にお越しください。減価償却費の計算や複雑な記帳内容の整理を早めに済ませ、会員の皆様が最終的にご自身で決算書・確定申告書を作成できる様、当会が全力でサポートいたします。会計ソフトをご利用の方は入力を進め、記帳確認にお越しください。また、まだ令和4年の入力をしていない方は、「翌年への繰越」をしているか確認の上、令和4年の入力をしてください。

なお、記帳確認した方には「記帳確認カード」をお渡ししております。そちらのカードをお持ちの方は確定申告期間(1~3月)の予約を優先的にとることができます(必ずしもご希望の日の予約ができることではありません)。詳しくは別紙同封の『決算確定申告相談会・日程表』をご確認ください。(JAサポート会員は除く)

給与支払いがある事業主へ（専従者給与も含む）

従業員や専従者に給与の支払いをしている方は、令和5年1月20日までに源泉所得税の納付が必要です（年末調整）。納付書の徴収税額が「0円」でも税務署に提出します。納期限を過ぎてからのご相談は有料になります。従業員1名につき2,000円です(専従者も含む)。ご来所の際は、前年分の書類や納付書もお持ちください。(JAサポート会員は除く)

【持ち物】

①令和4年分の源泉徴収簿、②1~6月分の納付書控え、③専従者・従業員等の控除証明書等(生命保険料控除証明書など)、④マイナンバーの番号(個人番号)⇒事業主・専従者・従業員・扶養家族すべて、⑤前年分の書類一式(源泉徴収簿、納付書控え(領収済))

記帳相談会（浦安・行徳）のお知らせ

下記の日程にて、記帳相談会を行います。記帳相談会は **事前予約制** ですので必ず電話予約をしてお越しください(047-333-0111)。予約がされていないと対応できない場合がございます。ご相談の際には必ず「会員証」をご提示ください。新型コロナウイルス感染症拡大等により、記帳相談会が中止になる場合がございますことをご了承ください。(下記の日程の中で、すでに予約枠が少ない日もございます。)

※12時から13時までは休憩時間となります。

※相談会場ではパソコンの台数に限りがありますので、ノート型パソコンをご持参できる方はお持ちください。

※下記の日程に都合がつかない方は、八幡事務局にご来所ください。(JAサポート会員は除く)

行徳文化ホール | & |

市川市末広1-1-48（行徳公民館ではありません）

【受付時間は15時まで】

11月18日(金) 13~16時 会議室1

12月16日(金) 13~16時 会議室1

令和5年

1月6日(金) 13~16時 会議室1

中央公民館

浦安市猫実4-18-1

【受付時間は14時まで】

11月17日(木) 10~15時 第1会議室

12月15日(木) 10~15時 第1会議室

令和5年

1月13日(金) 10~15時 第2会議室

令和5年確定申告の浦安・行徳は、別紙「決算確定申告相談会・日程表」に掲載しております。

事務局からのお知らせ

- ◆JAサポート会員の方は、JA(農協)各支店より確定申告の連絡がいきますので、その際には青色申告会の会員証もお持ちください。
- ◆9月より記帳確認(仮決算)が始まり、事務局にも多くの会員の方が来所されます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、ご来所の際には**マスクの着用・手指の消毒**にご協力ください。なお、受付で検温をさせて頂く場合もございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、今後休業および業務時間等の変更がある場合がございます。**ご来所の際は事前にお電話をお願いいたします(047-333-0111)**。その際、混雑している場合はご来所をお断りする場合がございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- ◆**土曜日の相談対応について、年内までは『事前予約制』**とさせて頂き、予約のないご相談には対応できない場合があります。土曜日の営業は、第2・4土曜日午前のみ。予約の枠は「9時」・「10時」・「11時」の3枠となります(047-333-0111)。
- ◆**11月8日(火)は「署長講演会」の為、午後の業務はお休みさせていただきます。**
- ◆『**減価償却の計算書**』が決算期前に必要な方は、事務局までご連絡ください。
- ◆確定申告期はご予約された方を優先に行います(八幡事務局)。確定申告期の電話予約には、『記帳確認証(記帳確認カード)』の番号をお聞きしますので、ご用意の上お電話ください。詳しくは、別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆**令和5年1月24日からの『出張』日は、事務局が閉館となります**のでご注意ください。浦安・行徳の出張会場は例年通り、職員を増員し受付時間までにいらっしゃった方を対応いたします。(混雑状況により受付終了時間を早める可能性がございます)
- ◆**2月11日(土)祝日は午前中のみ営業、2月19日(日)・23日(木)祝日・26日(日)は1日営業いたします(予約不可。受付時間等は平日と同じです)**。詳しくは、別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆**会計ソフトを使用している方は、必ず2023年版にバージョンアップ(令和4年分確定申告書が作成できるバージョン)をしてから確定申告を行ってください。**『ブルーリターンA』をご利用の方は、令和5年1月中旬までに配信または郵送予定ですので、忘れずにバージョンアップをしてください。**他の会計ソフトをご利用の方は、使用している会計ソフトのホームページ等でバージョンアップ時期をご自身で必ず確認をしてください。当会に他の会計ソフトのバージョンアップ時期のお問い合わせをしていただいてもわかりませんので、ご了承ください。**
- ◆年内のご相談は、**12月28日(水)まで**です。
年末年始のお休みは、令和4年12月29日(木)～令和5年1月4日(水)までです。
- ◆**年末調整で「源泉徴収票」の作成時に、事業主・専従者または雇用者や扶養家族のマイナンバー(個人番号)を記載するようになりました。**来所の際には、個人番号のわかる書類や『マイナンバーカード』または『通知カード』(コピー可)を忘れずにお持ちください。納期限以降(令和5年1月20日以降)におこなう場合には、1人につき2,000円の手数料をいただきます。(専従者給与の方も含む)
- ◆電子申告(e-Tax)で必要なマイナンバーカードの申請受理後に発行される交付通知書(はがき等)が届くまで、現在1か月前後かかるそうです。確定申告期に間に合うように早めの申請をお願いいたします。
- ◆**確定申告期間(1～3月)は、青色申告会の駐車場は使用できません。車でお越しの方は、有料の駐車場を使用してください。**(近くの有料駐車場は、タイムズ市川市役所第1庁舎やコルトンプラザ駐車場、三井のリパーク、ナビパーク、タイムズ等があります)
- ◆**確定申告書等の最終受付は、代理送信・書面提出ともに、3月11日(他税務署も含む)になります。**詳しくは別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆確定申告で時間がかかる方には、別途手数料をいただく場合もございます。